

平成 30 年度 税制改正要望

平成 29 年 11 月 7 日
公益社団法人日本農業法人協会

1 農業ハウスの敷地等に係る税制上の所要の措置（固定資産税、相続税、贈与税）

農業ハウス内の農地の全面コンクリート張りや農作業道の拡幅による農地の舗装など、農地法上の農地転用となっても農作業の効率化・高度化等の必要性が高いと認められる場合には、税制上の評価を一般農地並みとするとともに農地に係る相続税・贈与税の納税猶予の対象とする等の措置を講じること。

【理 由】

近年の営農形態の多様化に伴い、今後は競争力強化や生産性向上に向けた次世代型園芸施設等の普及により、農業ハウス等の敷地を全面コンクリート舗装するケースの増加が見込まれる。

また、機械の大型化などに伴い、作業の効率化を図るためには農作業道の拡幅が必要となるが、納税猶予を受けている農地を転用して農作業道の拡幅を行う場合は、猶予措置が打ち切られることになる。

いずれの場合においても、現行の農地法上では農地転用許可が必要であり、転用に伴い固定資産税も大幅に上昇することから、時代の変化に対応した農地利用の形態に即すような税制上の所要の措置が必要である。

2 株式会社農林漁業成長産業化支援機構（A－F I V E）及びアグリビジネス投資育成株式会社（アグリ社）等から株式数の半数以上の出資を受けた農業法人への中小企業関連の優遇税制の適用（法人税）並びに A－F I V E 及びアグリ社の法人事業税の資本割に係る課税標準の特例の創設（法人事業税）

資本金 1 億円以下の農業法人に対して A－F I V E（そのサブファンドを含む。）及びアグリ社等（農業法人投資育成制度を営む株式会社及び投資事業有限責任組合を含む。）が発行済株式総数の 2 分の 1 以上を出資した場合について、中小企業投資育成株式会社による出資の場合と同様、租税特別措置法上の中小企業者として中小企業投資促進税制など中小企業関連の優遇税制の適用対象とすること。

また、A－F I V E 及びアグリ社について、法人事業税の資本割に係る課税標準額を銀行法施行令で定める銀行の最低資本金の額（20 億円）とみなす特例措置を創設すること。

【理 由】

平成 29 年 5 月に株式会社農林漁業成長産業化支援機構支援基準（支援基準）が改正されたことで、6 次産業化・地産地消法の総合化事業計画認定者である農業法人が直接的な出資を受けることができるようになった。しかしながら、租税特別措置法上の大規模法人である A－F I V E 及びそのサブファンドによる出資（無議決権株式を含む。）が発行済株式数（または出資の総額）の 2 分の 1 以上と

なる場合、出資先の農業法人は租税特別措置法上の中小企業者に該当しないこととなり、同法で定める中小企業投資促進税制や中小企業経営強化税制、商業・サービス業・農林水産業活性化税制、少額減価償却資産の取得価額の損金算入特例等の中小企業税制の適用が受けられなくなることから、中小企業投資育成株式会社による出資の場合と同様の例外措置を設ける必要がある。この点はアグリ社等による出資も同様であり、支援基準においても「農業法人が行う農業の生産活動について、農業法人投資育成事業の活用を促し、当該事業との調整を行うこと」としていることから、アグリ社等についても同様に措置する必要がある。

また、A-FIVE及びアグリ社は、資本金を原資に農業法人等への出資等を行っているが、資本金等の全額が法人事業税の外形標準額となるために収益が圧迫される。その結果、出資先には高い投資利回りを求めざるを得ない状況である。このため、A-FIVE及びアグリ社の税負担を軽減させることで出資に活用できる資金及び範囲の拡大等が可能となるよう、法人事業税の課税特例を講じる必要がある。

3 収入保険制度に係る税制措置の創設（法人税）

収入保険制度は、減収年度の翌年度に保険金が支払われる仕組みであるが、保険金が減収年度の翌年度の益金に算入されることで翌年度の税負担が過大にならないよう、加入者が保険金を保険期間の収益として経理した場合は、保険期間の益金（個人は総収入金額）とすること。

【理 由】

平成 29 年 6 月の「農業災害補償法の一部を改正する法律」が可決・成立したことにより平成 31 年産から実施される収入保険制度では、確定申告後に当年の収入を税務関係書類で確認する必要があり、収入減少の補填金支払いは保険期間後の税務申告後となるため、補填金は減収年度の翌年度に支払われることになる。そのため、翌年度の所得に上乗せされた保険収入に対して、個人事業者において累進税率による高めの税率が適用されるだけでなく、資本金 1 億円以下の中小法人においても年 800 万円以下の所得に対する軽減税率が適用できなくなれば税負担が過大になる。

4 相続税納税猶予制度の市街化区域への拡充（相続税）

市街化区域内の生産緑地等について貸借した場合にも相続税納税猶予を適用するとともに、生産緑地等に附帯してその維持に必要な林地や農業用施設用地等についても相続税納税猶予の適用対象とすること。

【理 由】

平成 28 年 5 月に策定された都市農業基本計画では、市街化区域内農地（生産緑地を除く。）の保有に係る税負担の在り方、貸借される生産緑地等に係る相続税納税猶予の在り方について施策を講じるとしている。また、平成 29 年 6 月 9 日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針 2017」においても、都市農業については、生産緑地の賃借に係る制度を創設し、相続税の納税猶予制度の適用について検討するとされている。

都市農地については、農産物の供給機能と同時に地域住民の災害時の避難場所や食育など教育の場、緑地としての憩いの場など多様な価値に着目し、都市農業

の維持に必要な農業用施設用地や山林・平地林・屋敷林なども含めた税の軽減措置により、市街化区域内の農地を維持する必要がある。現行制度では、市街化区域以外においては農業経営基盤強化促進法による農地の貸付けをする場合は相続税の納税猶予が継続するが、市街化区域内でも同様の制度実現を求めるものである。

5 非上場株式の相続税・贈与税納税猶予制度（事業承継税制）の猶予解除条件の緩和について（相続税）

非上場株式等の相続税・贈与税納税猶予制度（事業承継税制）における事業継続要件のうち、従業員数について5年間で平均8割を維持するという雇用要件を撤廃すること。

【理 由】

平成29年度税制改正により、従業員5人未満の事業者について実質的に事業承継税制の雇用要件の緩和が図られているが、労働力不足が進む中で農業分野でも雇用確保が難しくなっており、一方でトラクター等の農業機械の自動走行や搾乳ロボットなど省力化技術の導入を推進していく必要があることを踏まえ、雇用要件を撤廃すべきである。

6 地域の農地維持活動に対する非課税措置の創設（法人税）

中山間地域等直接支払制度の集落協定に参加、又は多面的機能支払制度の活動組織となっている非営利型法人の一般社団法人が、畦畔の草刈りや水管理など農作業のために行う請負業については、法人税の収益事業から除外すること。

【理 由】

大規模な農業経営体を育成するためには、畦畔の草刈りや水管理などの周辺作業に従事する者を外部に確保していくことが欠かせず、こうした活動はこれまで集落機能に依存してきたが、集落機能の低下に伴ってその存続は危ぶまれる状況にある。近年は、日本型直接支払（多面的機能支払・中山間地域等直接支払）や機構集積協力金（地域集積協力金）の創設を踏まえ、利用権設定をした地権者が参加して非営利型法人の一般社団法人を設立する例が増えてきており、農水省の平成29年度版の中山間地域等直接支払制度パンフレットでも長野県飯島町の取組事例が紹介されている。こうした非営利型法人の一般社団法人が担い手の農業法人から畦畔の草刈などの農地管理作業を有償で請け負って実施することにより耕作者でなくても恩恵を受けられるようにすることで担い手への農地集積が促進されると期待されている。

しかしながら、現行税制（法人税法施行令第5条第1項第10号）においては、農作業のために行う請負業も収益事業として課税されるため、収益事業を行わない非営利型法人の一般社団法人が農作業のために行う請負業を開始した場合、これまで不要だった法人税の申告義務が発生し、事務負担が増大することになる。一方で、議決権総数の半数以上が地方公共団体により保有されている特定法人が行う農作業のために行う請負業は収益事業から除外されているが、地方公共団体が議決権を有しない非営利型の一般社団法人などが同様の請負業を行う場合についても、収益事業から除外すべきである。

7 農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例措置の延長（所得税、法人税）

幅広いリスクに備えて経営の多角化を促進するため、農業経営基盤強化準備金及び農用地等を取得した場合の課税の特例措置の適用期限を延長すること。

【理由】

農業を持続可能な産業としていくには補助金に頼らない経営ノウハウは必要だが、人材不足や資金調達に苦慮している状況に鑑み、自助努力と交付金で確保した利益を内部留保し、最適なタイミングで農地の取得や設備の更新ができるよう、制度の延長が必要である。

8 農地中間管理機構に貸し付けた農地に係る課税の特例措置の延長（固定資産税、都市計画税）

農業者が所有する全農地を新たにまとめて農地中間管理機構へ10年以上の期間で貸し付けた場合、当該農地に係る固定資産税及び都市計画税が3年間（15年以上の期間で貸し付けた場合は5年間）1/2に軽減される措置を継続すること。

【理由】

担い手への農地集積・集約化に向け、複数の所有者から農地を借り受けてまとまった形で農地を転貸する農地中間管理機構の役割を維持・強化するためには、離農者等の農地の出し手に対して引き続きメリットを与える必要がある。

9 農地中間管理機構が農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減の延長（登録免許税）

農業経営基盤強化促進法の農地売買等事業において、農地中間管理機構が農用地区域内の農用地等を取得する際の所有権移転登記に係る登録免許税の軽減措置を延長すること。

【理由】

農地中間管理機構が農地売買等事業を利用するにあたり、離農者等から農地を買い入れて中間保有をする際に発生した取得費用が売渡価格へ転嫁されることから、担い手が農地集積・集約を円滑に進めるためには登録免許税を極力軽減する必要がある。

10 軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（軽油取得税）

農業用機械等の動力源である軽油の引取りに係る軽油引取税について、課税免除の継続を行うこと。

【理由】

担い手の高齢化や農業就業人口が減少する中で、今後も農地の流動化による経営規模の拡大には大型機械の利用がさらに増えることが見込まれるため、農業者のコスト削減や省力化に資する措置を継続する必要がある。